

- 償却上手くんα VERSION:5.001
- 償却上手くんαクラウド・償却上手くんαクラウド SE VERSION:5.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 令和5年10月からの消費税改正（インボイス）2次対応
 - 免税事業者等からの課税仕入れに該当する場合の設定にあたる「控除割合」を入力項目に追加しました。
 - 初回起動時に、減価償却マスターの事業期間に関係なく、マスターバージョンアップを行います。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“減価償却 d b（VERSION: 5.001）の変更点”を参照してください。

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

減価償却db (VERSION:5.001) の変更点

令和5年10月消費税改正 (インボイス) 対応

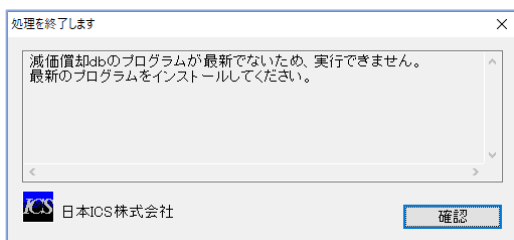
1) インボイス対応のマスターバージョンアップ

① マスターバージョンアップ

- ・免税事業者等からの課税仕入れに該当する場合の設定にあたる「控除割合」を入力項目に追加したため、マスター拡張を行います。初回起動時に、減価償却マスターの事業期間に関係なく、マスターバージョンアップを行います。

② 注意点と制御

- ・今回のバージョンアップにより、古いプログラムで動作させるとマスターが正常に動作しない部分が出てくるため、古いプログラムでは処理できないように制御を行っています。

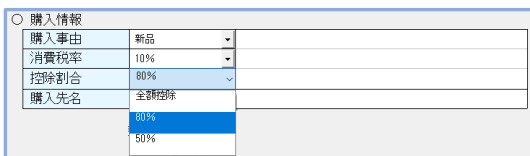


I. 登録・入力・計算書

1) 通常入力/一覧入力/チェックリスト

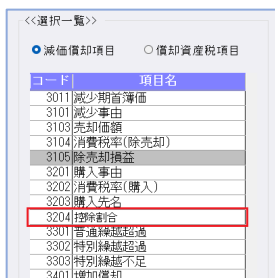
① 取得・減少情報タブ

- ・減価償却資産の購入情報に、【免税事業者等からの課税仕入れ】に関して、控除割合を追加するようにしました。
- ・控除割合は「全額控除」「80%」「50%」の3選択とします。初期値は「全額控除」です。
- ・消費税率「無し」の場合は、控除割合は選択不可です。



② 一覧入力の「各種設定 F3」

- ・「入力形式の登録」タブの選択項目に、前述の「控除割合」を追加しました。
- ・一覧入力の選択は、一覧入力形式チェックリストにも反映します。



③ 検索絞り

- ・検索絞り込み画面の消費税 (購入) と (売却) の間に「控除割合」を追加しました。

減少資産	NOT	<input type="checkbox"/> 全で	<input type="checkbox"/> 減少(期首)	<input type="checkbox"/> 減少(期中)	<input type="checkbox"/> 部分減少	<input type="checkbox"/> 前期減少
部分減少方法	-	<input type="checkbox"/> 全で	<input type="checkbox"/> 金額	<input type="checkbox"/> %	<input type="checkbox"/> 分数	<input type="checkbox"/> 数量
減少年月日	NOT	~				<input type="checkbox"/> 減少年月日満れ
消費税 (購入)	NOT	<input type="checkbox"/> 全で	<input type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 5%	<input type="checkbox"/> 3%
控除割合	NOT	<input type="checkbox"/> 全で	<input type="checkbox"/> 全額控除	<input type="checkbox"/> 80%	<input type="checkbox"/> 50%	<input type="checkbox"/> 無し
消費税 (売却)	NOT	<input type="checkbox"/> 全で	<input type="checkbox"/> 10%	<input type="checkbox"/> 8%	<input type="checkbox"/> 5%	<input type="checkbox"/> 3%
					<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 売却価格満れ

2) 購入・除却・売却資産一覧表

①控除割合の表示

- 購入資産一覧表の消費税区分欄の消費税率を下段に、上段に「控除割合」を右詰めで表示するようにしました。詳細は下記の通りです。

全額控除… 特に表示しません。

80%……………免 80% と表示

50%……………免 50% と表示

《税込経理の場合》

取得年月日 供用年月日	購入事由	償却方法 数量	耐用年数 償却率	消費税率 区分	取得価額	(内消費税額)
令和05.04.01 令和05.04.01	新品	定額法 1	10 0.100	10.00%	11,000,000	1,000,000
令和05.10.01 令和05.10.01	新品	定額法 1	6 0.167	免80%	11,000,000	800,000

- 税込経理の場合、「(内消費税額)」は消費税率と控除割合から自動算出します。

(例：上記の税込経理：消費税率 10%の場合)

取得価額 (11,000,000) × 消費税率 (10/110) × 控除割合 (80/100) = 800,000

※免 50%の場合は、控除割合の部分が「50/100」となります。

《税抜経理の場合》

取得年月日 供用年月日	購入事由	償却方法 数量	耐用年数 償却率	消費税率 区分	取得価額	消費税額
令和05.10.01 令和05.10.01	新品	定額法 1	10 0.100	10.00%	10,000,000	1,000,000
令和05.10.01 令和05.10.01	新品	定額法 1	10 0.100	免80%	10,200,000	800,000

- 税抜経理の場合、「消費税額」は下記の計算式より自動算出します。

(例：上記の税抜経理：消費税率 10%の場合)

取得価額 (10,200,000) × 8/102 = 800,000

※免 50%の場合は、「8/102」の部分が「5/105」となります。

※税抜経理の場合、取得価額は控除割合を加味した後の金額で入力している前提の計算式となっています。(取得価額については前頁の補足事項を参照ください。)

その為、計算式上の割合については、その前提の取得価額から消費税額を求める為の割合となっています。

- 小数点以下端数は帳票固有設定の税額端数調整に従って計算します。
- 端数によっては求める税額と異なる可能性があるため、以下のメッセージを帳票下部に表示します。このメッセージの表示を行うため、帳票全体の出力位置を上にならしてあります。
- 除却・売却一覧表についてもメッセージは表示しませんが、合わせて同程度上にならしてあります。

※免税事業者等からの課税仕入れに該当する資産の消費税額は、帳簿上の金額と一致しない場合があります。

その他改良内容

I. 科目別処分入力改良

1) 資産データ入力

- 科目別処分入力に関して操作改善を行いました。
 同一の処分入力を複数の科目で実行もしくは取消をしたい。／複数科目の処理区分入力は面倒である。／画面の表示や文言がまぎらわしい。／前回実行した処分内容を保存してほしい。／などのご意見を基に改良しています。

① 「部門」「経費」「事業所」コードの選択

- コード入力漏れデータを「〇〇未入力」の表現に変更しました。(上記青枠)
- 各種登録をしていると画面上部に表示します。実行対象とするコードを選択します。
- 「部門未入力」「経費未入力」「事業所未入力」にチェックを付けると、該当科目の内、それらのコードが未入力であるデータを対象にします。各種登録で登録がない場合は、「〇〇未入力」のチェックは表示しません。

* 各コードを選択しない場合

画面にコードが表示されているが全く選択しない状態や、各種登録自体行っておらず画面にコードの表示がない状態で処理を実行すると、該当科目の全データを選択した状態になります。実行時、下記のようなメッセージを表示します。

② 処分内容入力を「一括」で実行する場合

- 従来の選択方法のほかに、「一括」の選択を追加しました。
 「一括」にチェックを付けた科目は、全て同じ処分内容が実行されます。
 画面上に“※「一括」にチェックが付いている科目は、処分内容が連動して変更されます。”と表示します。
- 先に一括のチェックを付けて処分入力を選択すると、チェックした全てに同じ内容がセットされます。処分内容を変更した場合も、「取消」をした場合も同じです。
 例) 機械装置と車両運搬具と器具備品のチェックを付ける。どこかの科目で非償却を選択すると、全ての科目が「非償却」に、又、どこかの科目で全額不足にすると、全てが「全額不足」になります。

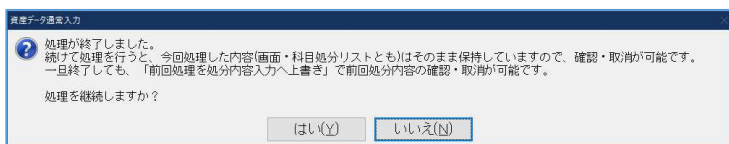
- ・処分内容を設定してから一括にチェックを付けると、チェックした科目は同じ処分内容がセットされます。
例) 機械装置に非償却をセットし、機械装置と車両運搬具の「一括」にチェックすると、両方が「非償却」になります。
- ・既に複数の科目に異なる内容を選択している状態で、それらの科目の「一括」にチェックを付けると、最初にチェックした科目の処分項目が以後チェックした科目に反映されます。
例) 機械装置に増加償却、車両運搬具に非償却、器具備品に全額不足をセットし、車両運搬具を先頭に他の科目にもチェックを付けると、全て「非償却」になります。
- ・複数科目にチェックしている状態で、ある科目の処分項目を未選択状態にすると、チェックを付けた全てが「未選択」になります。

◎従来からの処分内容入力

- ・従来からの操作方法はそのままご利用いただけます。
その場合は科目の頭についている「一括」のチェックは使用しないで、従来通り選択してご利用ください。「一括」を選択している科目のみが同じ設定になるので、混在して選択できます。

③科目処分設定の保存

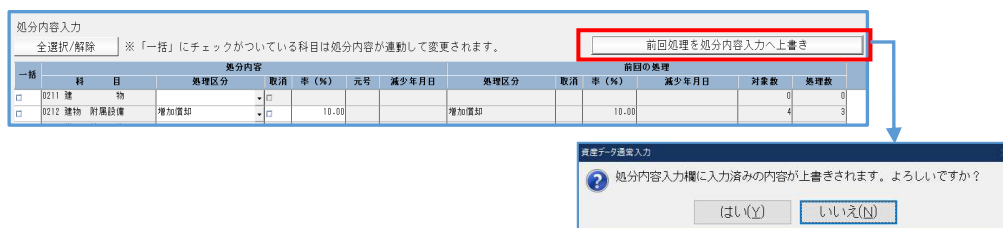
- ・処理が終了した後、下記のメッセージを表示し、実行した処分内容を保持するかどうかを問い合わせます。



- ・「はい」で処理を継続すると、前回の処理選択の状態が表示します。「いいえ」で処理を終了します。処理終了後でも、前回の処分内容を出し、取消し等を行う事は可能です。

④一旦終了後、前回処理直後の状態にする場合

- ・一旦終了後、新たに設定している場合でも、「前回処理を処分内容入力へ上書き」を選択すると、下記のように、前回の終了直後の状態に戻しますので、取消等があれば「取消」にチェックを付け解除してください。



《補足》個人区分マスターの場合



個人兼業の場合は、業種を表示します。赤枠の業種は、減価償却の処理対象とする業種を選択します。

青枠の科目は、減価償却資産の科目を表示します。この部分は全ての科目を表示します。絞込みは行いません。

- ・前回処理情報は翌年更新には引き継ぎません。

II. 一括償却資産の改良

●一括償却資産と「設立年月日」についての改良

- 一括償却の事業期間は、どのような事業期間でマスターを作成しても、一括償却が適用開始された平成 10 年 4 月 1 日を含む事業期間から当期（当年）までの事業期間分を作成していました。今回、設立年月日を入力した場合の一括償却資産の「集計用事業年度」を見直しました。

1) 新規会社登録・修正・削除

①新規マスター作成時

- 設立年月日が入力されている場合、設立年月日以前の一括償却用の事業期間は作成しないようにしました。

一括償却は平成 10 年 4 月 1 日以降取得分から適用され、通常 3 年で償却が完了しますが、3 年で償却せず残される事があり、要望により適用開始以降の集計用事業期間を保持するようにしていましたが、設立年月日以前の期間を作成する必要が無いため、新規登録時は不要な事業期間を作成しないようにしました。

例) 当期事業期間 令和 05.01.01～05.12.31 設立年月日 令和 02.05.01

05.01.01～05.12.31 1年間
 04.01.01～04.12.31 1年間
 03.01.01～03.12.31 1年間
 02.05.01～02.12.31 設立年月日から期末月まで

No.	事業期間	区分	当年月数	取得価額	償却限度額	算入不足額	事業専用割合	期末帳簿額
		割合(%)	累計月数	期首帳簿価額	損金算入額	限度超過額	必要経費算入額	償却累計額
1	令和05.01.01	償却	0				100.00	
	令和05.12.31		0					
2	令和04.01.01	償却	0				100.00	
	令和04.12.31		0					
3	令和03.01.01	償却	0				100.00	
	令和03.12.31		0					
4	令和02.05.01	償却	0				100.00	
	令和02.12.31		0					

②修正で設立年月日を入力した場合

- 修正で「設立年月日」を後から入力しても、一括償却の事業期間には反映しません。設立年月日を反映させたい場合は、「資産データ入力」の「一括償却 F9」の「期間復元 Ins」で対応してください。

2) 資産データ入力

①一括償却「F9」の「期間復元 Ins」

- 「期間復元 Ins」を実行すると全ての事業期間を 12 ヶ月で復元していたのを、会社情報に「設立年月日」があると、それ以降の事業期間分のみ作成するようにしました。
- 但し、設立年月日前にデータが存在する場合は、その資産の供用年月日の属する事業期間まで保持して作成します。

例) 当期 05.01.01～05.12.31 設立年月日 02.05.01 の場合で、01.06.06 取得資産あり

No.	事業期間	区分	当年月数	取得価額	償却限度額	算入不足額	事業専用割合	期末帳簿額
		割合(%)	累計月数	期首帳簿価額	損金算入額	限度超過額	必要経費算入額	償却累計額
1	令和05.01.01	償却	0				100.00	
	令和05.12.31		0					
2	令和04.01.01	償却	0				100.00	
	令和04.12.31		0					
3	令和03.01.01	償却	0				100.00	
	令和03.12.31		0					
4	令和02.05.01	償却	0				100.00	
	令和02.12.31		0					
5	令和01.06.06	償却	0	190,000			100.00	
	令和02.04.30		36					190,000

* 事業期間の期首の月日が設立年年月日の月日と異なる場合は、法人と個人で作成される期間が異なります。法人は設立年月日以降の当期までの事業期間を作成し、設立年月日の前日を期末年月日として、一括償却データが存在する事業期間まで作成します。

個人は設立年月日以降の当期までの事業期間を作成し、その前年を事業期間の月日～設立年月日の前日を期末年月日とし、それ以前は事業期間の月日を元に一括償却データが存在する事業期間まで作成します。

例) 上記の設立年月日が 02.05.05 だった場合

《法人》

No.	事業期間	区分 割合(%)	当年月数 累計月数	取得価額	償却限度額	算入不足額	事業専用割合	期末帳簿額
				期首帳簿価額	損金算入額	限度超過額	必要経費算入額	償却累計額
1	令和05.01.01	償却	0				100.00	
	令和05.12.31		0					
2	令和04.01.01	償却	0				100.00	
	令和04.12.31		0					
3	令和03.01.01	償却	0				100.00	
	令和03.12.31		0					
4	令和02.05.05	償却	0				100.00	
	令和02.12.31		0					
5	令和01.05.05	償却	0	150,000			100.00	
	令和02.05.04		36					150,000

《個人》

No.	事業期間	当年月数 累計月数	取得価額	償却限度額	算入不足額	事業専用割合	期末帳簿額
			期首帳簿価額	損金算入額	限度超過額	必要経費算入額	償却累計額
1	令和05.01.01	0				100.00	
	令和05.12.31	0					
2	令和04.01.01	0				100.00	
	令和04.12.31	0					
3	令和03.01.01	0				100.00	
	令和03.12.31	0					
4	令和02.05.05	0				100.00	
	令和02.12.31	0					
5	令和02.01.01	0				100.00	
	令和02.05.04	0					
6	平成31.01.01	0	150,000			100.00	
	令和01.12.31	3					150,000

◎ 設立年月日ありマスターの一括償却資産入力

- ・ 設立年月日を入力して、一括償却適用時からの全事業期間が短くなっている場合で、設立前の日付で一括償却資産を入力すると、「一括償却 F9」の期間別表示画面で、下記のように赤字で警告を表示します。
- ・ この状態で「期間復元 Ins」押下すると、集計期間外の資産を含む事業期間（供用年月日）で期間を再作成します。

No.	事業期間	区分 割合(%)	当年月数 累計月数	取得価額	償却限度額	算入不足額	事業専用割合	期末帳簿額
				期首帳簿価額	損金算入額	限度超過額	必要経費算入額	償却累計額
1	令和05.01.01	償却	0				100.00	
	令和05.12.31		0					

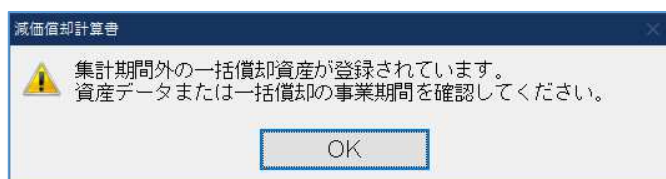
※集計期間外の一括償却資産が登録されています

※減価償却マスターコンバージョン業務での一括償却の期間作成については、従来通りとなります。

3) 減価償却計算書

① 一括償却集計期間外データ

- ・ 一括償却（合計額）期間外の一括償却資産がある場合、減価償却計算書出力時等の一括償却資産集計時に下記のメッセージを表示するようにしました。
- * この対応は、減価償却共通モジュールで対応しているため、シミュレーションリストをはじめ一括償却に関する出力時には全て表示されます。



修正内容

I.登録・入力・計算書

1) 資産データ入力

①取得・減少情報タブ

・期中減少

定額法で期中減少する際に、繰越過不足がある場合、算出償却額、普通償却限度額の計算において、期首簿価調整額が考慮されずに計算されていたのを修正しました。

・資産の減少（償却資産税）

抹消コードのガイドメッセージの位置を変更しました。

当初申告年	無し	年
償却資産コードよりInsで複写出来ます		

②資産データ一覧入力

・一覧入力で、改定償却に該当している資産の期首簿価をクリアすると、下記メッセージが出ますが、いいえを選択しても改定取得価額がクリアされていたのを修正しました。

当資産は改定償却に移行している資産です。
期首簿価を改定取得価額とみなしてセットしますか？
改定取得価額は必要に応じて変更してください。

③一括修正／資産コード変更・挿入・再付番

・「資産コード変更・挿入・再付番」のダイアログにフォーカスが無い状態（画面表示直後、処理区分変更時）で、登録済コード一覧ボタンを押下し、使用済コード検索画面を閉じると不正終了していたのを修正しました。

2) 各種登録／事業所登録

①顧問先情報からの「一括転送」

・顧問先情報を変更後に「一括転送」を行うと、転送後の事業所登録に同一市区町村内の事業所が重複した場合に、「主たる事業所」の選択も重複してセットされていたのを修正しました。

*既に現象が起こっているマスターは自動修復は行いません。直接チェックを外す事はできないので、新規登録・修正・削除で顧問先情報の再取込みを行ってください。再度顧問先情報からの取込で本店住所を取り込むか、事業所登録で支店の市区町村コードを一度別の市区町村に変更して戻すなどで修正してください。

例) 0001:本店(A市)、0002:事業所(B市)で、本店がA市からB市に移転した場合

①顧問先情報で住所をB市に変更し「一括転送」すると、変更した事業所に切り替わり「主たる事業所」がONになるが、最初に支店についていた「主たる事業所」がOFFにならないため「主たる事業所」が重複してセットされていました。

コード	事業所名称	フリガナ	
	郵便番号	住所フリガナ	電話番号
	住 所	[HOME]	市区町村コード [HOME]
0001	本社	ホウキ	●主たる事業所
本社	221-0801	ヨコハマシカガ'ウカガ'イシ'	—
	横浜市神奈川区神大寺	14102	横浜市神奈川区
0002	支店	シテシ	●主たる事業所
	221-0801	ヨコハマシカガ'ウカガ'イシ'	—
	横浜市神奈川区神大寺	14102	横浜市神奈川区

◎会社情報・登録修正で、本社住所をA市からB市に直接変更した場合は問題ありません。

①顧問先情報で登録し、「顧問先情報からの取込み」を行った場合も問題ありません。

《転送パターン》

顧問先情報	転記前 (本店)	転記前 (支店)	転記後 (本店)	転記後 (支店)
A市	A市○	×	A市○	×
A市	A市○	A市△	A市○	A市△
A市	A市△	A市○	A市○	A市△
B市	A市○	×	B市○	×
B市	A市○	A市△	B市○	A市○
B市	A市△	A市○	B市○	A市○
A市	B市○	A市○、B市×	A市○	A市△、B市×
A市	B市○	A市○、B市△	A市○	A市△、B市○
A市	B市△	A市○、B市○	A市○	A市△、B市○

○：主たる事業所、△：従たる事業所、×：事業所なし

3) 新規会社登録・修正・削除

- ①財務処理 db と減価償却 db が同居しているマスターを選択し、ユーザー設定情報タブを表示した状態で修正書き込みをしようとする不正終了していたのを修正しました。
- ②運用情報タブを開き、右上の会社選択から会社を選択後、右上の会社選択で F12 新規作成を押下する等の動作を行うと不正終了していたのを修正しました。
- ③基本情報タブ以外のタブを表示している状態で、右上の会社選択から会社を選択した場合、基本情報タブに切り替わっていなかったのを修正しました。
- ④シミュレーションファイル使用中のマスターで、「顧問先情報からの取込み」を開くと、修正書き込み時にエラー終了していたのを修正しました。

4) 財務仕訳作成

- ①財務仕訳入力における「減価償却 db より仕訳取込」時、減価償却 db のプログラムが最新の環境では無く、会社マスターの（過去プログラムで処理を行えなくする）バージョンが新しい場合、「減価償却 db のプログラムが最新でないため、実行できません。最新のプログラムをインストールしてください。」のメッセージが表示されていなかったのを修正しました。
- ②クラウド共有マスターが選択されている場合に、クラウド共有先で財務処理 db の処理を行っている状態でも、部門設定登録タブの「財務部門取込み」が可能になっていたのを修正しました。

5) 減価償却計算書

- ①減価償却計算書の出力関係
 - ・環境設定の状態によって、CS 子機から、減価償却計算書の「Excel 出力 F3」「プレビュー F4」「印刷 F5」ができないケースがあったのを、現象が起こらないように応急処置を行いました。

II. 導入・更新

1) 翌期更新

- ①他税目と同居している場合の翌期更新
 - ・他税目（財務 db 以外）との同居マスターで、他税目側が先に翌期更新している状態で減価償却マスターを更新する時に、事業期間を変更して更新すると下記のエラーを表示していたのを、更新時に事業期間を変更ができないよう（先に更新した他税目の期間通り）にしました。

例)

「○○と減価償却 db の決算期間が異なります」と表示され、更新開始後「このログインで要求されたデータベース"Z10_C0000xxxx_y 22xx"を開けません」とエラーを表示して更新ができなかった。

 - ・減価償却 db と減価償却 db 以外が同居かつ減価償却 db 以外が先行して翌期更新し、同事業期間に減価償却 db 以外のマスターが無い場合、減価償却の更新を行うにチェックを付けてもガイドメッセージの背景色が灰色になっていたのを修正しました。

②中間申告の日付

- ・中間締めマスターの場合で、「中間申告有り」マスターの中間申告の日付が、翌期更新すると月末締めでセットされていたのを、締日を考慮して設定するようにしました。
- * 中間申告の日付は、各種登録の「償却計算設定登録」の「各月償却費計算の端数調整」を中間・確定申告月調整を選択した時の月割計算に関係するためご注意ください。
現象のでたマスターは手入力の日付を訂正してください。

③通常「使用できないマスター」の制御

- ・マスター内に不要なサインが立って通常マスターとはみなせない場合、下記のメッセージを表示し翌期更新処理を中断するように対応しました。
「通常使用できないマスターのため、翌期更新処理はできません。」
- * 前述のメッセージがでた場合の対処等
 - ・正常なマスターの状態ではありませんが、「新規会社登録・修正・削除」で、会社情報の「修正書き込み」を行うことで、正常な状態になり、翌期更新が可能となります。

2) 前年度からの更新

①通常「使用できないマスター」の制御

- ・マスター内に不要なサインが立って通常マスターとはみなせない場合、下記のメッセージを表示し翌期更新処理を中断するように対応しました。
「通常使用できないマスターのため、翌期更新処理はできません。」
- * この現象は、上記「翌期更新」と同様の問題のため、前述と同じ方法で修正してください。

以上